

保健衛生専門学院学生 各位

新型コロナウイルス感染症の対応について(通知)【第17報】 学生対象

今後の本学の対応について、下記のとおりといたしますので、本通知内容を改めて確認してください。

発熱(普通の体温より高い場合)や咳・下痢などの風邪症状がある場合は、登校せずに自宅待機とし、各学部事務室に連絡を入れる他、下記7.に基づいた行動をお願いします。

依然として感染しない／させないという心構えが重要であり、そのためには個々の良識ある主体的な行動が必要となります。引続き、感染防止対策として、「健康観察記録票」を活用して体調管理を行うとともに、日頃から、手洗い、うがい、マスクの着用、食事の際の会話は特に最低限にすること、及び感染拡大のリスクを高める行動は控えるなど、今一度、ご自身での感染対策を徹底するようお願いいたします。

また、今後の伝播状況についても最新の関連情報に注意し、慎重な判断・行動をお願いします。

記

1. 飲食を伴う会合等(いわゆる「飲み会」等)について

改めて、「3つの密」(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動は控えてください。

・友人等との会食や飲み会は自粛する。

・大声を出す行動(飲食店等における大声での会話、カラオケやスポーツ観戦等の各種イベントで大声を出すなど)は自粛するとともに、大人数による集団行動も控える。

2. 国外への移動について(留学プログラム等)

当該目的の国・地域の感染症危険情報レベルが「レベル1」以下となった場合、又は対象国・地域への入国が可能である場合は許可します。

なお、入国可能な場合でも留学先機関の承認があることを条件とします。帰国後の対応は外務省HPの『国際的な人の往来再開に向けた段階的措置』に沿った対応とし、一定の行動制限がありますので留意してください。

※私事での海外旅行は、当面の期間、禁止します。

3. 国内の移動について

国内旅行は、感染予防策を徹底し、慎重に行動してください。

国内出張については、やむを得ない場合に限り、指導教員の指示のもと許可する場合があります。

4. 課外活動等について

北里会各団体の合宿、宿泊を伴う大会参加などの活動、及び本学施設等の貸出しについては、今年度は禁止します。

なお、今後の情勢や本学の対応方針の変更等に応じて、課外活動そのものを制限する場合がありますので、予めご承知ください。

5. 健康管理について

- ・密閉・密集・密接を避けて行動しましょう。
- ・日頃から手指衛生(手洗い)を徹底してください。
- ・登校時はマスク着用を義務付けます。
- ・毎日体温を測定し、記録してください。
- ・**発熱(普段の体温より高い場合)や咳・下痢などの風邪症状がある場合は、自宅待機とし、所属学部や研究科の事務室学生課に連絡してください。**
- ・健康観察票を活用してください。
- ・「**新型コロナウイルス感染症対策の手引き**」をよく読んで、自身が取るべき行動、対応を意識してください(これまでの新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約しています)。

6. 自宅待機後の登校の目安

① 自宅待機後3日以内に解熱した場合

解熱剤を内服していない状態で、発熱(普段の体温より高い場合)・咳・咽頭痛・息切れ・下痢・全身倦怠感などが消失してから48時間以降とする(症状消失日を0として3日目以降)。

登校前に各キャンパスの保健室に連絡し、登校について確認をしてください。

② 自宅待機後4日経過しても解熱しない場合

風邪症状や発熱(普段の体温より高い場合)が4日以上続く場合、下記7. のとおりに行動してください。

7. 次の症状等がある方は「医療機関(かかりつけ医や各都道府県窓口)」に電話相談していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部等事務室学生課にご連絡ください。

◎少なくとも以下のいずれかに該当する場合はすぐに連絡してください。(これらに該当しない場合の連絡も可能です。)

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方(※)で、発熱(普段の体温より高い場合)や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※)高齢者(65歳以上)、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③ 上記以外の方で発熱(普段の体温より高い場合)や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。)
- ④ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「医療機関(かかりつけ医や各都道府県窓口)」に電話相談してください。

※帰国者・接触者相談センター(都道府県別)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

※帰国者・接触者相談センターは、各都道府県により名称変更されています。詳しくは厚生労働省 HP のリンク先又は、直接都道府県 HP を参照ください。

8. 新型コロナウイルス感染症の「患者(確定例)」、新型コロナウイルス感染者の発症 2 日前から、又は感染疑いの方と、濃厚な(1m 程度までの距離で 15 分以上会話するなど)接触があった方は、以下の対応をしてください。

- ① 速やかに「医療機関(かかりつけ医)や各都道府県相談窓口」に電話相談してください。
- ② 上記7. の症状が無い場合でも、経過観察のため、接触後、接触日を 0 日として 14 日間の自宅待機を要請します。速やかに所属学部等事務室に連絡してください。
- ③ 自宅待機期間経過後は、健康状態について所属学部等事務室に連絡してください。
- ④ 経過観察中に上記7. の症状が出現した場合には、「医療機関(かかりつけ医)や各都道府県相談窓口」に電話相談していただくとともに、必ずその対応結果について所属学部等事務室に連絡してください。

※自分で症状の判断がつかず、悩んだ場合は、まずは健康管理センター又は各キャンパス保健室に相談し、指示を仰いでください。

9. 新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を確認するようにしてください。

10. その他

- ①成人式については、成人式を主催する各自治体の新型コロナウイルス感染症対策等を十分に遵守することを条件に出席を認めます。ただし、飲食を伴う同窓会等への出席については自粛してください。
- ②卒業祝賀会の開催については、各学部からの連絡等指示に従ってください。

※臨床実習中の学生は、各学部又は実習中の医療機関の指示に従ってください。

●内閣官房 HP

<https://corona.go.jp/>

【本件に関する連絡先】

○教学センター 042-778-7935、9031

または各学部等事務室

○課外活動に関すること

・体育会及び文化会:教学センター学生課

042-778-9031、9323、9748

・各学部北里会:各学部等事務室